

令和7年第1回鬼北町議会定例会

令和7年3月19日（水曜日）

○議事日程

令和7年3月19日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第20号 令和7年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第21号 令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第22号 令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第23号 令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第7 議案第24号 令和7年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第25号 令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第26号 令和7年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第27号 令和7年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第11 議案第28号 令和7年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第12 発議第1号 鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 発議第2号 鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第14 発議第3号 予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 20 号 令和 7 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 21 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 22 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 23 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 24 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 25 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 26 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 10 議案第 27 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 11 議案第 28 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 12 発議第 1 号 鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 発議第 2 号 鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第 14 発議第 3 号 予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議について
- 日程第 15 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 17 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 坂 本 一 仁 | 2 番 兵 頭 稔 |
| 3 番 高 橋 聖 子 | 4 番 中 山 定 則 |
| 5 番 山 本 博 士 | 6 番 赤 松 俊 二 |
| 7 番 松 下 純 次 | 8 番 芝 照 雄 |
| 9 番 福 原 良 夫 | 10 番 松 浦 司 |

11番 末 廣 啓

12番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 小 川 秀 樹	総務財政課長 水 野 博 光
危機管理課長 東 英 範	町民生活課長 善 家 直 邦
保健介護課長 谷 口 美 穂	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森林対策室長 奥 藤 幸 利
建 設 課 長 佐 子 司	水 道 課 長 佐 子 司
日吉支所長 山 本 万 里	会 計 管 理 者 山 本 雄 大
水道課主幹 二 宮 洋 之	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農業委員会会長 谷 口 雄 記
農業委員会事務局長 奥 藤 幸 利	選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美
代表監査委員 田 中 清 志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、赤松俊二議員、7番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算についてを議題とします。

本案に関し、赤松俊二予算常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

それでは、令和7年3月6日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算について、3月10日及び11日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長の出席を求めて、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果につ

いて報告いたします。

まず、歳出予算の4款、1項、2目、健康づくり推進費、7節、報償費の増額及び健康づくり推進費の事業内容についてただしたところ、報償費の増額の主な要因は、KIHOCAカードに関するポイントによるもので、基本健診受診や検診結果説明会への出席者、がん検診受診者への健康ポイントの付与分が増額となった。また、事業内容としては、特定健康診断、がん検診、地域の健康学級ケンコムという県全体で実施する歩いたらもらえるポイント事業など、様々な健康づくりに関する事業を行っているとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、し尿処理費、12節、し尿処理運搬業務委託料に関連して近隣市町とのし尿処理運搬業務の単価の比較についてただしたところ、現在、鬼北町では、18リットル当たり157円で業務を委託しているが、近隣と比較しても高くはなく、三間町、松野町と同額であるとの答弁でした。

次に、9款、1項、3目、国際交流事業費、18節、ふるさと基金研修補助金の対象者が増員となった理由と研修先についてただしたところ、海外研修を希望する生徒が多く、少しでも語学研修の場を生徒たちに体験してほしいと考えたことと、令和6年度から松野町と合同で海外研修を実施しているが、研修者9名と10名で旅行単価に差異があり、二桁の人数で委託した場合、金額が安く抑えられる点も踏まえて、1名増員した。また、研修先については、オーストラリア、シドニーの語学学校にホームステイをしながら研修する方向で進めているとの答弁でした。

次に、9款、1項、4目、諸費に関連して、鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会の委員を要綱に基づいて委嘱するのか、及び委員会の開催についてただしたところ、鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会の委員は、要綱に基づき、保護者代表、地域代表、学校関係者、保育園及び認定こども園の関係者の代表、経験を有する者のうち、25名以内で選定する考えである、また、検討委員会は令和7年度に4回程度開催を予定しているとの答弁でした。

次に、9款、5項、1目、保健体育総務費、報償金に関連して、中学校の部活で地域移行する部活についてただしたところ、令和7年度は広見中学校を推進校として、軟式野球部、ソフトテニス部男女、バレーボール部の4つの部活を実証で進めていく予定であるとの答弁でした。

9款、5項、2目、給食センター費、給食費負担軽減事業補助金についてただしたところ、給食運営が厳しくなったときに値上げをすることなく、給食を提供できるようにするための補助金であり、副食の値上がりも続く中、米、パン、牛乳など給食の

基本物資も値上がりし、令和7年度には、さらに厳しい状況となるため、218万円増額したとの答弁でした。

その他、必要に応じ質疑を行い、採決の結果、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

先般、この一般会計の予算で、町誌の分について町長に批判じゃないかというて怒られたんですが、批判じゃなくて、町民としてこういうふうに使っているのは、内容はどうなんですかというて聞いただけであって、批判しとるつもりは一切ありません。

それと、成川温泉の修理費の100万についても、私、旅行業関係の仕事をしていまして、あちこちの旅館に泊まったりして温泉に入ったりするんですが、ここの温泉は何回か入りにいったんですが、ちょこちょこ修理しとるだけで、やっぱりよそから観光地として遊びに来られた方が、入ってこの温泉はいいなという感じがしないから、ああいうふう発言しているだけであって、新しいのを建て替えたらいんじゃないかなということ言いたかっただけなんで、批判じゃありませんので、よろしく願いします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、今の意見は、意見としてですが、委員長報告に対しての質疑なんで、委員長の質疑、委員長報告に対しての質疑ではなかったように思いますので、今の意見は意見として一応取り上げさせていただきますが、本質は、委員長報告に対しての質疑なんで、その点を十分考慮をしていただきたいと思います。

以上です。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

今ほどの兵頭議員の質問、質疑について取り上げる必要は、私はないと思います。私、今ほどの予算審議についての質疑であれば、私も回答すべきと思いますが、今は全く関係ない、取り上げる必要は私はないと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時13分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま兵頭議員の発言、それと赤松委員長の発言がありましたが、委員長の質疑に対しての質疑はありませんかということだったので、ただいまの兵頭議員の意見は、取下げをさせていただきます。

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

日程第3、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算についてから、日程第11、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

これから審査結果について、赤松俊二予算常任委員会委員長から報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

それでは、令和7年3月6日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました、議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算まで、以上8件について、3月10日及び11日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長の出席を求めて、会計ごとに、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

鬼北町水道事業会計予算、資本的支出の工事請負費に関連して、町内の水道管の耐震状況と今後の計画についてただしたところ、令和6年4月1日現在で、配管延長に対する耐震管の割合は17.56%である。今後の計画については、令和7年度に生田を実施し、その後、近永地区の導水管及び浄水場の耐震化などを行う計画とし、愛治地区の管路については、令和14年度から6年間の計画で順次耐震管に取り替えていきたいとの答弁でした。

その他、必要に応じ質疑を行い、採決の結果、議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算まで、以上8件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

議案第26号についてなんですが、水道料金とそれから減価償却というのが物すごく多いことについて質問をしたんですが、その辺の答弁の内容が、今の中ではなかったように思われますが、どんなでしょうか。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

今ほどの兵頭議員の質問ですが、先般の予算常任委員会の予備審査の中では、予算

の内容についての説明はありましたが、質疑・討論もなく、可決すべきものと決定することに異議がありませんでした。

よって、可決すべきものと決定したところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

日程第4、議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第22号、令和7年度鬼北町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第23号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第24号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第25号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第26号、令和7年度鬼北町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第26号、令和7年度鬼北町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(程内 覺君)

起立多数です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第27号、令和7年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第27号、令和7年度鬼北町病院事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算についてを採決

します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

議員の皆様は委員会室へお集まりください。

しばらく休憩します。再開を9時35分とします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時35分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、発議第1号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、福原良夫議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長(福原良夫君)

発議第1号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本議案は、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに鬼北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出者は、議会運営委員会委員長、福原良夫であります。

提案理由を説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会の形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

それでは、主な改正内容について説明をいたします。

第2条第10項中の第2条第8項を、第2条第9項に改めるものです。

続いて、3ページを御覧ください。

第12条第5項の表の第38条第1項第1号の項中、第2条第9項を、第2条第10項に改めるものです。これはデジタル社会形成基本法等の一部改正より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、引用する条文の項番号に繰下げが生じたことによるものです。

その他については、所要の整備に伴うものですので、お目通しください。

本文にお戻りください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第2号、鬼北町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、福原良夫議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（福原良夫君）

発議第2号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例について説明いたします。

本議案は、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに鬼北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出者は、議会運営委員会委員長、福原良夫であります。

提案理由を説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について説明をいたします。

鬼北町条例第11号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例。

第1章第1条では、刑法等の一部を改正する法律の改正により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものです。

第2章は、経過措置を定めるもので、第2条では、過去に設けた経過措置の規定を適用する場合などに、今回の刑法改正に伴い、その罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置です。

第3条では、欠格条項など、懲役などの刑で起訴された者の人の資格制限の対象としている場合などに、改正後もその対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置です。

附則、この条例は、刑法等一部改正法の施行の日、令和7年6月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号、鬼北町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第3号、予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議についてを議題とします。

松浦司議員から提案理由の説明を求めます。

○10番(松浦 司君)

発議第3号、予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議について、上記の議案を別紙のとおり、鬼北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

提出者 鬼北町議会議員 松 浦 司

賛成者 " 福 原 良 夫

 " 赤 松 俊 二

予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議

予土線は、高知県と愛媛県との沿線自治体をつなぐ鉄道ネットワークとして、地域住民の日常生活において非常に重要な移動手段であり、また、観光誘客においては、移動手段にとどまらず、有用な観光資源となっている。

さらに、近年、災害が多発化、甚大化する中で、災害発生時の輸送手段としても予土線は必要不可欠な社会インフラである。

予土線は、高校生を中心とした学生が、自治体をまたいで通学に使う機会が多く、学生にとっても、その保護者にとっても、日常生活を支える貴重な交通手段であり、また通学生の路線利用により、路線だけではなく、駅周辺地域の活気の創出につながっているものとする。

こうした中、今年3月15日に改正されたダイヤ改正については、学業や部活動、地域活動に大幅な制限が生じるなど、通学時間における減便や、時間変更は、学生の学校生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、通学方法の変更を余儀なくされる場合もあり、学生の日常生活そのものを大きく変えてしまうものであることから、議会としては断じて容認し難いものであります。

よって、次の事項について要望をする。

1つ、利用者の多くを占める学生が登下校で利用する便について、余裕を持って通学することができるよう、ダイヤの編成を再検討すること。特に、近永駅を7時台に出発する下り便は、ダイヤ改正直後で、宇和島駅に到着する時間が従来のダイヤよりも5分後ろ倒しとなっていることから、始業開始時刻までの時間が非常に短くなっており、再検討をすること。

2つ、ダイヤ改正を実施する場合は、沿線自治体や沿線高校等と十分時間を取って議論をした上で、意見を取り入れるなど、公共サービスとしての重要性を高め、改めて認識し、一方的なダイヤ改正をしないこと。

以上、決議する。

令和7年3月19日、愛媛県北宇和郡鬼北町議会

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定をしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和7年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、27案件につきまして、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

また、先ほどは予土線における要望決議をいただきましたこと、大変心強く感じたところであります。ヘビーユーザーである高校生にもしっかりと報告をしたいと考えます。

今後とも、さらなる活動について、御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員各位、そして私にとりましても、4年間の任期の最後の定例会が終了いたします。

議員各位、そして町民の皆様におかれましては、これまでの間、7月豪雨災害の復旧、コロナ対策、物価高騰対策などの緊急的な事業、また一方で、鳥獣害対策、保育所の統合、広見中学校の改築、奈良山等妙寺史跡公園、北宇和高校北辰寮建設など、重要な施策展開において様々な御意見、御同意をいただき、事業が展開できましたこと、この場を借りまして深く御礼申し上げます。

今後とも、鬼北町発展のため、引き続き変わらぬ御支援・御協力をいただけますようお願い申し上げます。

町民の皆様、未来に幸多からんことをお祈り申し上げ、令和7年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午前 9時54分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）